

鹿屋市監査委員監査基準の一部を改正する告示

鹿屋市監査委員監査基準（令和2年鹿屋市監査委員告示第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「第4章 報告基準（第21条—第25条）」を「第4章 報告基準（第21条—第25条）」を
第5章 雑則（第26条）
に改める。

第12条第2項中「鹿屋市個人情報保護条例（平成18年鹿屋市条例第17号）」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」に改める。

第25条の次に次の章名を付する。

第5章 雑則

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。